

[事案 2020-3] 新契約無効請求

・令和2年9月27日 和解成立

<事案の概要>

給付金の支払いに際して、担当者から虚偽の報告を受けたことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年12月に、募集代理店を通じて医療保険他3件の契約をしたが、令和元年12月に痔の手術を受けたため、医療保険にもとづいて給付金を請求したところ、給付金が支払われたが、以下の理由により、保険会社が信賴できないため、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成24年と25年に本手術と同じ手術（以下「過去の手術」）を受けたが、その際には、本手術より多い金額の給付金が支払われたため、本手術との給付金額の相違について問い合わせたところ、担当者より、本手術を受けた医院は病床登録がないため「入院中以外に受けた手術」に該当すること、したがって、本手術の給付金額に誤りはないことの説明を受けた。
- (2)そして、過去の手術の給付金額が過払状態になっており、本来であれば返金を求めるべきところではあるが、返金までは求めないと報告された。
- (3)しかし、同医院は、過去の手術後に有床登録から無床登録に変更されており、過去の手術の給付金額は正しく、返金の必要はなく、本来であれば返金すべきとの報告は虚偽であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本医院は、過去の手術時は有床登録をしていたものの、本手術時には有床登録がなかったため、過去の手術と本手術の給付金額に違いが生じることに問題はない。
- (2)過去の手術に対する給付金の支払いが過払いになっているとの担当者の説明に誤りがあったことは認めるが、担当者の誤説明は契約締結時の事情ではないので、本契約の効力には何ら影響は及ぼさない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の対応状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の誤説明による契約の取消しは認められないが、担当者がもう少し慎重に確認し、申立人に正しい説明をしていれば、本申立には至っていなかったと考えられるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。